

第5回練馬区次世代育成支援推進協議会会議録

- 1 日 時 平成23年8月29日（月）午後6時30分から
- 2 場 所 練馬区役所本庁舎5階庁議室
- 3 出席委員 大木副座長、池本委員、市川委員、関口委員、竹川委員
土屋委員、市川委員、木内委員、清水委員、平野委員
飯島委員、井上委員、内田委員、坂口委員、高橋委員
土田委員、永島委員、水越委員（順不同）
安全・安心担当課長、障害者サービス調整担当課長、計画課職員
（事務局）児童青少年部長、子育て支援課長、子育て支援課職員
- 4 傍 聴 者 0人
- 5 議 題 (1) 報告事項
子ども関連組織の改正について
(2) 計画事業について
基本目標Ⅳ「子どもと子育て家庭を応援するまちづくりをすすめます」
基本目標Ⅴ「支援が必要な子どもと子育て家庭を応援します」
基本目標Ⅵ「計画の着実な推進を図ります」
(3) 意見交換
(4) 次回の予定について
(5) その他
- 6 配布資料 (1) ねりま区報8月11日号3面「組織改正について」 資料1

所管課 練馬区健康福祉事業本部児童青少年部子育て支援課庶務係
電話 3993-1111 内線8011
E-mail kosodate01@city.nerima.tokyo.jp

副座長

本日は都合により座長がお休みですので、副座長の私が進行を務めさせていただきます。では、今日の次第に従いまして、会を進行します。まず、報告事項です。

子育て支援課長

それでは、資料1の子ども関連組織の改正についてご報告をいたします。

これは8月11号区報の写しです。前回の協議会で児童青少年部長から、来年4月に子ども関連組織の改正についてお話させていただきました。この間、組織改正について検討を重ね、素案という形でまとまりました。区報では区民の皆様から、いわゆるパブリックコメントという形でご意見をいただくというものです。

記事では、子どもに関する施策や、文化芸術・生涯学習・スポーツの振興に関する施策が一般行政部門、いわゆる区長部局というところと、教育委員会に分かれている現状は区民の皆様にとって分かりにくいだけでなく、効率的な行政運営にとっても課題になっていると記載しています。

例えば、同じ乳幼児期の対象施設として保育園と幼稚園があり、小学生対象の学童クラブと、学校応援団のひろば事業があり、また青少年事業についても、青少年課や教育委員会の青少年館がある、こういうふうに同じような対象でも所管が分かれているということで、わかりにくさや効率の点から課題が従来からあったところです。こういう課題を今回の組織改正を行うことで、より区民の皆様に関わりやすく、質の高いサービスの提供を実施していこうという目的です。

他に、組織改正の目的という記載があり、子どもに関する組織につきましても、乳幼児期から青年期に至るまでの子どもに対する総合的で切れ目のない成長支援を施策として実現できる体制を構築していこうというものです。

児童福祉法で言う児童、18歳未満、この辺について一貫して支援をしていける組織をつくっていこうということです。

それから、文化芸術のところを読ませていただきます。区民の多様な活動の支援や区民との協働の推進、地域コミュニティの活性化など、人づくり・地域づくりの総合的な推進を、一体的に展開できる体制を構築していこうというものです。

生涯学習分野につきましても、教育委員会、それから総務部主体でやっているものがありますので、この辺を整理していこうということです。子どもに関する組織

改正の主な内容ですが、一つは、児童青少年部を教育委員会に移行して、名称を、仮称ですけれども、こども家庭部に改めていこうというものです。

それから、教育委員会の生涯学習部を廃止して、この生涯学習部で実施している子どもに関する施策を仮称こども家庭部に移管して実施しようということです。

今、教育委員会は学校教育部と生涯学習部がありますが、来年4月から、その学校教育部に該当するところと私どもの児童青少年部に該当する、その二つの部で教育委員会を構成していくというものです。

それから、文化芸術・生涯学習・スポーツの振興に関する組織ということで、区民生活事業本部に、仮称ですが地域文化部を新たに設置し、総務部、産業地域振興部、生涯学習部で実施している文化芸術・生涯学習・スポーツ振興に関する施策を移管して、一元的に実施していこうという内容の組織改正です。

区報では、ここまでの記載ですが、素案の全文につきましては、区のホームページで詳細を記載しています。組織改正に関するご報告は以上です。

副座長

ありがとうございます。何か、今のことでご質問ございますか。

委員

こども家庭部は教育委員会に吸収されるような形なのでしょうか。こども家庭部というのを独立してつくる構想はなかったのですか。今まで同じ子どものことといっても、やり方とかが違う部署の方たちが一緒になってやることで、職員の方の意識の差とか、考え方の違いとか、そういったものが生まれるのではないかなと、その辺が、何かご検討されていることとかはないかということをお聞きしたいと思います。別に反対とかではなくて、すごく積極的に前向きに、いい案だなとは思っているのですけれども。ぜひ、いいものをつくり上げていただきたいなと思って発言しました。

子育て支援課長

こども家庭部を独立してつくってはどうかということですが、基本的に、部としてはきちんと独立して施策を推進していく体制です。

練馬区は、いわゆる事業部制というのをとっています。例えば、子ども健康福祉事業本部は、福祉部があって、それから健康部があって、児童青少年部、この三つの部が、この部の縦割りの弊害をなくして、横割りというか、横の連携も十分とってということで、最終的に健康福祉事業本部長が、その連携をとれるような指揮命令を行って、組織を運営していくという体制になっています。

今度は、子どもという関連した分野について、こども家庭部と、いわゆる今の学校教育の部と二つの部となります。部の単位というのは余り大き過ぎても、なかなか部長一人で統括できないのです。部としては、学校教育部、いわゆる就学児と、あとはこども家庭部ということで、違う切り口での区の仕事が二つあって、そこを子どもという一つの大きな切り口で連携して、一体的に効率的に運営していこうというので教育委員会という組織に一本化するということです。事業部制の事業本部長を、教育委員会の教育長が行うような形になります。

基本的に、こども家庭部は部として独立した権限を持って行っていくのですが、子ども、より一体的な連携を図る意味で教育委員会の中に入って、学校教育部と一体的に連携を図って、効率的に執行していくという考え方です。

職員の意識の問題ですけれども、教育委員会に入って子どもの関係する組織一元化ということですので、職員にもそういう横の意識をきちんと植えつけて、子どもに関する総合的なサービスを担っていくのだという高い意識を持って仕事に取り組むように、今後進めていきたいと考えています。

副座長

教育委員会となると、どこも独自の文化のあるところなので、そこに入っていくのは、実は職員の方もいろいろ大変なのではないかと、思います。

教育長の所管になるということですね。今までなかなか学校教育と地域のつながりが持てなかったところが突破できるかもしれないという期待は持てるかと思いません。この件で何かほかにございますか。

委員

私の認識の間違いかもしれないのですが、教育委員会というのは、私の認識の中では、学校というものが絡んでいた部分だと認識しているのですが、

この中に、こども家庭部というところが入っていくようになると、教育委員会というのは学校だけではなくて、家庭の中での教育もすべて統括していくことになるのでしょうか。

子育て支援課長

基本的には、家庭教育というもともとの分野も、中心には教育委員会の生涯学習部というところで担っていただいています。その分野につきましては、今度のこども家庭部の方に移して、教育委員会の中で引き続き実施をしていくということです。

それで、副座長の方から、先ほど教育委員会は独自の文化があってということで、確かにそのとおりだという部分はあると思います。先行自治体として、足立区がこの4月からそういう形で始めているというところですので、つぶさに、いろいろご意見等をお聞きして、参考にさせていただきました。

学校教育部は強い権限がある教育委員会に属するのですがけれども、こども家庭部については、区長の権限をある程度生かすような組織体制も必要だということで、事務の執行の中身で少し工夫をしまして、区長の意見がある程度きちんと通るような組織体制を持って進めていこうと考えているところです。

副座長

かなり組織運営的には工夫されて、行政部と教育委員会の両方議論ができるという土台をつくられていこうという構想ですね。

ほかに何かございますか、よろしいですか。

議題を進めさせていただいて、本日の検討事項になりますが、計画事業の基本目標のⅣ、Ⅴ、Ⅵ、ここでⅥが締めになるので、最終セクターということになります。時間に比して、3本立てなので議論がタイトになるかもしれませんが、事務局からご説明していただきながら、皆さんにご意見をいただきたいと思います。

先ほども自己紹介をいただきましたが、各所管の管理職の職員の方々が来ていただいていますので、それぞれ所管のことに关しましてはお答えいただけますが、所管外のことににつきましては、本日聞いていただいたところで、事務局から回答していただくという形でよろしいでしょうか。

では、基本目標Ⅳから意見交換をさせていただきたいと思います。

事務局の方から、最初にご説明をお願いいたします。

事務局

では、計画本書の98ページから基本目標のⅣ．子どもと子育て家庭を応援するまちづくりを進めますというところです。行動計画の平成22年度実施状況では、12ページも開きながらご説明させていただきます。

では、基本目標Ⅳのうちの1番です。住環境の整備と子育てバリアフリーのまちづくり。

現状と課題になります。

住環境は、子どもの健全な成長に大きな影響を与えるものであるという認識と、子ども連れでも安心して外出できる環境の整備や子どもの視点も含めたバリアフリーのまちづくり、ユニバーサルデザインといった発想が、まちづくりには求められています。

98ページ、99ページの就学前児童、就学児童の保護者に対するニーズ調査の表がありますが、子育てをする上で特に負担を感じていることについて、「住居が狭い」というものが、就学前児童ですと4番目、就学児童ですと3番目ということで、いずれも高い順位になっております。住居問題につきましては、子育て世代にとって特に負担を感じる原因ということがここで見てとることができます。

また、離婚の増加によって、ひとり親世帯が増えておりますが、特に一般的には母子世帯の経済的な基盤が不安定であるということも言われておりまして、そのためにも、住宅面での配慮を検討する必要があるという現状と課題認識です。

また、もう一方、バリアフリーのまちづくりに関しましては、「子どもと外出する際の困りごと」ということで、次ページにニーズ調査の表が載っていますが、「建物などがベビーカーでの移動に配慮されていない」とか、「トイレがオムツ替えなど利用に配慮されていない」等々の設備的な不便さが指摘されています。また、設備的な面以外にも「周囲の人が子ども連れを迷惑そうに見ること」、あるいは「荷物で困っている時に手を貸してくれる人が少ない」ことなどの指摘もあります。子育てを支援するバリアフリーのまちづくりでは、ハード面の整備だけではなくて、ソフト面からの支援も必要だという現状と課題認識です。

100ページを開いていただきますと、施策の方向ということになります。

まず、居住環境の整備につきましては、東京都から都営住宅の移管を受けておりまして、平成17年度からは、ひとり親世帯や若年ファミリー世帯などを対象とした区営住宅の募集にあたって、独自枠の導入や一定の要件を満たした場合の優遇措置の適用などを実施しています。

それから、バリアフリーにつきましては、福祉のまちづくり推進条例に基づいたユニバーサルデザインの考えに立って整備を進めているところです。

また、駅舎についてはバリアフリー法に基づいて駅舎のバリアフリー化等に対する助成を行うところでございます。

それから、鉄道駅、駅周辺のユニバーサルデザインを促進すること、また道路の段差改良や歩道の設備、公園内に子ども連れでも利用できる「だれでもトイレ」の設置を引き続き進めていきます。

しかし、既存の施設につきましては、物理的なスペースがないこととか、整備に要する経費などの課題もとても多いということから、今後、整備が可能な施設からバリアフリー化を進めていくという方向でございます。

今後、福祉のまちづくり総合計画の推進ということもありますので、障害者や高齢者の視点だけではなく、子育て家庭の視点も加えて評価を行い、安全で快適な生活環境の整備に努めていくというのが施策の方向になります。

施策の体系のうち、計画事業が三つほど記載されておりますので、そちらを説明させていただきます。

102ページをごらんください。

こちらは計画策定時点の計画事業の説明になっていまして、実施状況の12ページに、最新の数値が記載されておりますので、そちらもご覧いただきながら、ご報告させていただきます。

まず、鉄道駅および駅周辺のユニバーサルデザインの促進ということになります。

こちらの目標指数はユニバーサルデザインの促進をした駅数ということになっていまして、平成21年度末、策定前の実施状況は18駅でした。そして、今期の計画目標値が21駅になります。平成22年度末現在で20駅のバリアフリー化を促進しております。昨年度の取り組みで、実施状況をごらんいただきますと、江古田駅の改良工事が完了したという記載になっております。また、現在行っている氷川台駅の工事が完了すれば、21駅にバリアフリー化されたルートが確保できるという記載です。

次は、歩道のバリアフリー化です。こちらの目標指数も、箇所数になっています。策定前の時点での数字ですが、歩行者横断部改良工事箇所184か所、電線類地中化事業5か所でしたが、22年度末で歩行者横断部改良工事205か所、電線類地中化事業6か所で、26年度の最終的な目標数値は、それぞれ284か所、12か所ということです。

それから、公園へのだれでもトイレの設置です。こちらも設置箇所数ということが目標指標になっています。策定前は25か所ありましたが、22年度末で28か所になりました。26年度末の目標値は35か所になります。22年度実施いたしました3か所は、上石神井公園、大泉学園町希望が丘公園、ともだち公園などです。

では次に、安全・安心のまちづくりに、説明を移らせていただきます。

安全・安心のまちづくりに関する現状と課題になります。

交通安全の確保は区民共通の願いということですが、計画の方で103ページになります。こちらの子どもの交通事故発生状況の図をご覧くださいてもわかりますように、少しずつ発生件数は年次を追って減っていますが、まだ高い水準にあるという認識です。

また、交通安全の願いはニーズ調査のアンケートなどにも表れていまして、これは104ページ、105ページに記載されていますけれども、「子育て支援策でどこに力を入れていくといいか」という設問には、就学前児童のいる家庭では「交通事故に遭わないよう交通安全対策を強化して欲しい」が第4位、小学生のいる家庭でも第3位でした。今後は、警察や関係機関と連携を図りながら、引き続き交通安全思想の普及・啓発などを粘り強く推進する必要があるというのが現状と課題の認識です。

また、105ページですが、ニーズ調査のアンケートでは、そのほかに「子育て支援策でどこに力を入れていくといいか」という設問につきましては、「犯罪に巻き込まれないよう、防犯対策を強化して欲しい」というのが就学前児童、就学児童のいる家庭ともに、前回の調査と同様に第1位でした。特に、就学前児童のいる家庭では71.3%と非常に高い数値になっていまして、保護者が子どもの安全に強い関心を持っていることが引き続き裏付けられているということになります。

このような認識のもとに、区ではセーフティ教室や児童・生徒の地域における緊急避難所の設置、全ての児童・生徒を対象にした防犯ブザーの配布などにより、子どもの安全確保に努めています。

また、安全・安心パトロールカーによる24時間パトロールの実施、安全・安心メールによる犯罪情報、防犯・防火情報・防災に役立つ情報などの配信を通じて、区民が安全で安心して暮らせる地域づくりを進めています。

106ページの施策の方向です。

子どもたちを安全に健やかにはぐくむためには、保護者はもちろんのこと、学校、地域社会、行政が連携して子どもたちを守らなければなりません。それに加えて、子ども自身には「自分の命は自分が守る」ことを教えていかななくてはなりません。そのために、交通安全については、子どもの自転車による交通事故を未然に防ぐための「自転車運転免許制度」を推進しています。

また、安全・安心のまちづくりのためには、犯罪から子どもを守るために、保護者や地域住民などと連携しながら、「地域の子どもは地域で守る」ことを目指して、地域の自主的な防犯活動の支援や、協力者・協力団体の育成に努めています。

また、青少年の健全な育成のために、特に有害情報に対しては、子どもたちだけでなく、大人自身もインターネットなどのメディア特性を理解し、正しい判断力をはぐくむことを目的とした講座を実施するということになっています。

計画事業については、先ほどと同じように実施状況報告書に基づいて説明します。

こちらに該当いたしますのは、平成22年度での実施状況の13ページから15ページにわたってということになります。13ページの自転車運転免許制度です。

目標指標は「自転車安全運転カード」の年間発行数ということになっておりまして、計画策定前の21年度末は4,734枚、5年後の26年度末の目標値が6,000枚になっております。22年度の実施状況につきましては、4,828人分、延べ数としては2万3,408人分となっております。区立小学校53校の4,828人に、自転車の安全な乗り方の講習を行い、「自転車安全運転カード」を発行したというのが昨年の取り組みです。

つぎは、地域パトロール体制の充実です。

目標指標がパトロールの実施ということで、区でっております安全・安心パトロールカーの年間貸出数、パトロール用品の支給団体数、パトロールの協定団体数が目標指標になっています。

こちらは、それぞれの項目で読み上げます。パトロールの実施は、24時間巡回パトロールとして小学校周辺と夜間巡回のパトロールを実施しました。21年度末の実

施状況は、パトロールカーの年間貸出数が463回でしたが、26年度末の目標値は600回の目標になっています。21年度末の実施状況は457回になっております。

特記事項をごらんください。地域パトロールにつきましては、「安全・安心パトロールカー」7台体制で実施しています。365日24時間「安全・安心パトロールカー」を運行しています。特に、昼間の時間帯は全小学校への立ち寄りを4台で1日1回実施しています。

次の14ページで、児童・生徒の地域における緊急避難所の設置です。

設置学校数ということで、既に全校で設置しているという記載になっていますけれども、引き続き、全小学校の緊急避難所の対応ということで実施していきます。

それから15ページの情報教育推進事業です。

こちらの指標は講演会・講座の開催回数になっています。こちらは先ほどのご説明でも申し上げましたように、インターネットなどのメディア特性を理解することが目標になっていますので、情報教育講演会を実施していくことになっています。

特記事項です、子どもにとって有害な情報の実際と対策について学ぶ講演会を、区内全小中学校で実施する事業と連動させて実施します。22年度は104人の参加がありました。

また、22年度より、情報を発信する側に立った中学生のためのニュース番組制作講座を実施しました。こちらは延132人の参加があり、また新聞を活用した講座を2回実施して、延138人の参加がありました。

以上、基本目標Ⅳの子どもと子育て家庭を応援するまちづくりです。

副座長

ありがとうございました。それから、今日ご欠席の委員からも、今日の議論の箇所についての意見書が出ています。それについての意見があれば、あわせて出させていただければと思います。今の基本目標Ⅳについて何かご質問、ご意見とかありませんでしょうか。

委員

犯罪等に巻き込まれないような防犯強化対策として、パトロールの強化とかいろいろ出てきているのですが、防犯カメラの設置というところはないのでしょうか。

安全・安心担当課長

練馬区は防犯カメラの設置を進めています。東京都と区とで補助金を交付し、平成17年度から毎年幾つかの団体に対して、そういった事業を進めています。

今年度につきましては、もう既に幾つかの団体から問い合わせをいただいております。今後、条件が整ったところから防犯カメラの設置について進めていきます。

この防犯カメラをつけたことによって犯人逮捕に結びついたとか、犯罪が減ったとか、そういうお話を所轄の警察から聞いています。

委員

今の防犯カメラですけれども、18年度につけさせていただきました。

おかげさまで、抑止効果が高くなり、盗難事件などの発生も、すぐ犯人は見つかりますし、それから空き巣はゼロです。17年度からずっと、今のところ、うちの自治会では空き巣はゼロです。

それと、子どもが遊んでいても変な人が入ってこないという利点があります。防犯カメラがついている、ないところにまで「防犯カメラ設置」なんて看板がついていますので、だから入ってこなくなりました。住棟に12台、ダミーを10台、大々的につけました。

そうしましたら、そういったことによって、今困っているのは、そばにローソンができたので、夜中に食べ散らかすのがあって、それが困っているのですけれども、あとは、子どもたちが追っかけられた、変な声をかけられた、それから下半身を露出した、今そういったメールが入ってきていますね。そういったのが、うちの周りではありません。警察でも、この区域は防犯意識の高いところだと言われています。

もちろん、パトロールも月4回やっていますので、抑止効果が上がっているのではないかと思っています。だから、防犯カメラをつけていないところは、どんどんつけた方がいいと思います。

それで伺いたいののですが、古くなったら、また都と区の助成をいただいてつけ直すことができるのでございませうか。全部自前というのは大変きついのですけれども。

安全・安心担当課長

防犯カメラを大分褒めていただいております。

昨年、安全・安心メールは全部で170回ぐらい配信させていただきました。今お話ありましたけれども、露出ですとか、追っかけですとか、連れ去りですとか、そういうのは、警察と相談して2次被害が出ないように、被害者が特定されると、その子が2次被害を受けますから、そういう特定されないような形でメール配信させていただいています。これも、かなり犯人逮捕に役立っているということと、それから、ほかの子どもの被害が出ないということで相当お褒めの言葉をいただいているというのが実態ですし、先ほど、事務局からご説明いただきましたけれども、安全・安心パトロールカーが7台あって、さっきの説明ですと、小学校には必ず行っているというお話ですが、実は今年の4月から学童クラブにも行くのです。

学童クラブの帰りの時間、子どもたちが帰る時間も必ず学童クラブの周辺を安全・安心パトロールカーで見回りをしていますし、それから昨年までは24時間1台、要は、深夜は1台体制だったのですけれども、練馬は広うございますし、また人口も多い状況ですので、今年の4月からは2台体制という形で、必ず2台で深夜も見守る、早朝まで見守るといような形で、警察の皆さんと相談しながら、町の方々のご意見をいただきながら、そういうような形で、少しでも安全・安心のまちづくりを進めているところです。

今お話のありました防犯カメラが壊れてしまったりした場合、次もお金は出ますか、助けてもらえますかというお話ですが、実は、東京都の上乗せ助成をさせていただいていますので、私どもでも東京都にそういう要望をさせていただいているのです。機械ものですから、5年、10年たてば、経年劣化だとか故障が出る、そういうときに修理だとか買いかえの部分についての補助金を出してもらえないかという話を東京都にさせていただいて、都の補助金が出るようだったら、区もそれに上乗せしますとご説明しているのですけれども、東京都では、まだまだ防犯カメラがついていないところがあるので、修理のところを面倒見るよりは、今ついていないところを先に補助したいという考えなのです。

これが、ある程度落ちついたら、次のステージとして、古い防犯カメラが壊れてしまったものについても何らかの面倒を見るというようなところに進んでいこうではないかというのが東京都の答えですから、今、委員からお話ありましたけれども、

私どもも古いカメラ、壊れたカメラについての買いかえの補助を進めたいと思っているのですが、今は東京都に働きかけているといったところが現状です。

副座長

では、区に広がったら2台目ということですね、今のご説明だと。

委員

バリアフリーの件ですけれども、22年で江古田駅の改良工事、氷川台の地下鉄ですけれども、実は先日、7月11日、東京地下鉄株式会社へ行きまして要望したのは、有楽町線というのはエレベーターのついていないところが多いのです。そこで、小竹向原駅はすごく長くて、遠くに1か所ついていて、それは隣の板橋区についている。実際に、練馬区の小竹の方にはついていない状況があって、それをずっと要望していたのですけれども、全部ついていないから順々にやっていますということだったので、地域で署名運動をしたのですけれども、その署名を集まって提出したところ、区議会がこの間、解散になってしまって、あれは廃案になってしまうのですね。だから、もう1回出し直しということで、出しているのですけれども。

バリアフリーになっておりますけれども、小竹向原の地下鉄有楽町線のエレベーターの設置については、何の要請も要望もありませんと伺ったのです。有楽町線の東京地下鉄の常務、広報部長、皆さん来ていただいて、一緒にお話を聞いていただいたのですけれども、そういう要望は直接来ていないということがあったので。区はどういうふうに、ここのバリアフリーを考えていらっしゃるのかなと思って。

計画課職員

小竹向原駅のエレベーターについては、持ち帰りまして、内容について再度お答えできるようにします。申しわけございません。

副座長

経緯の確認と、いずれにしても要望を出そうということですね。区の方でも、少しそこをご検討いただいとしたいと思います。

委 員

公園へのだれでもトイレの設置というのですが、これはどういう順序でやってくださっているのでしょうか。私も、八丁堀児童公園の管理委員会を立ち上げて運営しているのですが、できればここに、赤ちゃんのトイレをつくってもらいたいと思っているのです。

計画課職員

今まで整備しているトイレについては、公園の大規模改修、要は、トイレだけではなくて、公園の改修とともに、入り口からバリアフリー化みたいな形の整備の中で、トイレも一体になってやっているのが主な公園の整備の仕方かと思っておりますが、今後の整備の仕方についても、どういう予定で、どういう箇所からというのがあると思いますので、それも持ち帰らせていただきたいと思います。

委 員

最近、あそこの公園は百景に選ばれているのです。庁舎2階の通路に貼ってありますけれども、前はそれがなかったのが、今は張られて、きれいな公園として認められたので、だから、トイレを何とかしてほしい。

子育て支援課長

今日は、直接の担当ではないということですので、今ご要望ということで承って、所管の方にきちんとお伝えしたいと思います。

委 員

少し簡単な質問をさせてもらいます。

安全・安心まちづくりの計画事業の中で、児童・生徒の地域における緊急避難所の設置というのですけれども、児童・生徒だけののでしょうか。普通は、父兄とか一緒に避難されますね。少し意味がわからないので、その辺のご説明をいただけたら。

副座長

緊急避難所の位置づけとか意義、活用の方法とかをご説明いただいて、お子さん

が一人で登下校だとか、そういうときに、親御さんがいないところで駆け込むというものですよね。事務局の説明をいただきます。

子育て支援課長

お子さんだけでまちを移動しているときに怖いおじさんに追っかけられたとか、そんな気がしたというときに、すぐに大人に助けを求めたいときに駆け込んでいい場所ですよと、表に表示がしてあるということです。

副座長

ほかはよろしいですか。

委員

自転車運転免許制度とありますね。これは子どもたちだけですね。大人には出ないのですか。要は、子どもたちが幾ら言っても、きちっとした注意をするのは、なかなか無理だと思うのです。特に小さい子は。そうすると、気をつけるのは大人だと思うのです。結構大人は、飛ばしたり、無理な運転をするわけです。見ていると、何だというのがいっぱいいるわけです。それを放っておいて、子どもだけにこういうのをやって、それだと余り効果がないような気がするのですけれども。

子育て支援課長

直接の担当ではないので、明確なお答えができなくて大変恐縮でございます。ただ、聞いているところによりますと、子どものころからそういう教育をして、大人になっても交通ルールを守ってもらってと、こういうことが主眼にあると聞いてございます。

確かに、非常に自転車の乗り方が非常に悪いというのが、大人を中心に目立つところでございますけれども、この辺の取り組みについては所管課にお伝えをしたいと思います。

副座長

鶏なのか卵なのかだと思います。

委 員

私は毎年、青少年育成委員会と共催している、地域の小学校の「自転車安全教室」に参加しております。参加者は、主に低学年の子どもたちとその保護者です。当日は、自分たちが普段利用している自転車で学校に集合します。PTA、学校関係者のほか、地元警察の方、地域の自転車屋さんたちが安全に自転車に乗るための指導をします。校庭に道路を描き、信号機を置いてルール通り、実際に走ってみて、「合格証」をもらいます。大人たちも同じく走ります。また、自転車屋さんに1台ずつ子どもたちの身長と自転車の適合を調べたり、ブレーキなどの安全点検をしてもらいます。正しい自転車の乗り方を伝えるよい企画だと思います。

副座長

親御さんも一緒に受講しても、親御さんはもらえないのですかね。

委 員

小学校の方は安全教育で三つの領域がございます。災害安全、生活安全、交通安全。災害安全というのは、避難訓練をしたり、引き取り訓練をしていただいたりという形でやっております。生活安全というのは、先ほど出ましたけれども、不審者対応等々、セーフティ教室を含めた不審者対応等々の訓練がメインになっております。

それから、交通安全です。この交通安全は、安全教育の中で一番学校の方で、小学校がとりわけ交通安全、交通事故が起こるおそれが多分にありますので、その点について、本当に毎月毎月、安全指導の重点として、4週、5週ある中で、必ず1週、一月に1回は交通安全についての学級指導をしているところです。

その一環として、小学校の場合は大体学校単位、または今おっしゃっていた青少年育成委員会と共催して、安全教室を開催しています。その交通安全教室の一環として、自転車免許講習会。大体の学校は3年生を対象としてやっているのではないかと思います。所管の警察署の担当の方、五、六名に来ていただいて、校庭に石灰で道路を書いて、横断歩道等もすべて書いて、信号機等々を持ってきていただいて、それに基づいてコースを決めて1周させます。その1周させる間に、警察の方、担当の方、またはPTA、保護者等々の方にご協力いただいて、場所、場所に立って

いただいて、ポイントごとの指導をしていただいて、1周、うまくこうやって回って、うまく回れない子も当然いるのですけれども、違反してしまったり、とまるどころがとまれなかったりということもあるのですけれども、一通りこうやってスタートからゴールまで来たら、実地は合格だよということと、あと、教室に行って、簡易な基礎・基本的な交通安全のマル・バツ的なテストがございまして、基本的にはそれをやって確かめたら、免許証がもらえるという交通安全に対する意識を喚起するというような形です。大体中学年、しかも夏休み前にやることが多いのではないかと思います。

副座長

とても中身がよくわかるご説明いただきまして、ありがとうございます。

ほかにまだあるかもしれませんが、もう2題ほど今日はございますので、少し先に行かせていただいてよろしいでしょうか。

基本目標V. 支援が必要な子どもと子育て家庭を応援しますという、これを事務局からご説明をいただけますでしょうか。

事務局

では、計画本書は110ページからです。実施状況は16ページからになります。

では、V. 支援が必要な子どもと子育て家庭を応援しますの、基本目標1の、まず第1番目です。児童虐待防止対策の充実です。

児童虐待は、子どもの人権を尊重し、子どもの健やかな成長を保障しようとする児童憲章、児童福祉法および「児童の権利に関する条約」の根幹に関わるものであり、その防止は社会全体で取り組むべき重要な課題であるという位置づけをしています。

練馬区の虐待相談件数につきましては、残念ですが年々増加しております。これらに対応するために児童虐待防止対策を充実する必要があるという認識になっています。

練馬区と東京都における児童虐待への対応につきましては、住民に身近な区において、虐待の未然防止・早期発見を中心に取り組み、東京都児童相談センターは、専門的知識および技術を要するケースへの対応や、区の後方支援を中心に担当して、

相互に連携を取りあっております。

練馬区におきましては、現在、要保護児童対策地域協議会におきまして、学校、保育所等を含めた区の関係機関、民生児童委員協議会、人権擁護委員、私立幼稚園協会、私立保育園協会、医師会、歯科医師会、児童相談所、警察署などの幅広い関係機関が連携を図っています。また、その調整機関として、子ども家庭支援センターを指定しています。

こちらの要保護児童対策協議会では、児童虐待の予防、早期発見、問題解決のための援助を目的といたしまして「児童虐待防止マニュアル」を作成していき、経年とともに改訂を進めていくということになっています。児童虐待防止の中核的機関である子ども家庭支援センターの機能の充実を図っていく必要があるというのが現状認識と課題です。

施策の方向です。児童虐待に関する通報・相談窓口として、子ども家庭支援センターを区内5か所に設置していきます。併せて区では、区民がいつでも身近なところで気軽に相談でき、適切な対応ができるように、保健相談所・総合福祉事務所・総合教育センターなどの相談窓口を設けております。また、子どもと家庭の最も身近な地域で、児童虐待を予防、早期発見し、援助機能を十分に発揮するために、要保護児童対策地域協議会が設ける地域子ども家庭支援ネットワーク会議を4総合福祉事務所の地域ごとに設置しています。

こちらでは児童虐待の情報の交換や対応の連携強化を図っているところです。

なお、児童虐待に関する継続的な対応につきましては、練馬子ども家庭支援センターに機能を集中します。

次に、2番目、ひとり親家庭の自立の支援の現状と課題です。

国勢調査によりますと、練馬区の母子家庭は平成7年と平成17年の比較で100世帯増加しています。そのうち、6歳未満の子どもがいる世帯も約50世帯増加しております。父子家庭では、平成7年と17年の比較で、それぞれが若干減少しています。

こちらの図表4-30にそちらの比較が数字として載っております。4-31は父子家庭になっています。

ひとり親家庭につきましては、母親や父親がひとりで「生活の維持」「仕事と家事・育児の両立」など多くの問題を抱え込むことになりまして、非常に不安定な状態におかれがちです。特に、母子家庭につきましては、子育てをしながら、母親が

収入面、雇用条件等でより良い職業に就き、経済的に自立できることが、母親本人にとっても子どもの成長にとっても重要なことであるという位置づけのもとに、就労支援施策を推進する必要があるという課題を持っています。

また、父子家庭につきましては、仕事と家事・育児の両立で困難に陥っている例が多くございます。そのために、家事援助などの生活支援が必要です。

今後も引き続きひとり親家庭への支援を充実するとともに、特に母子家庭の経済的自立を目指した事業の充実を図る必要があるというのが現状と課題の認識です。

施策の方向は、母子家庭となった直後の支援を重点的に実施するとともに、就労による自立を支援する方針というものを決めています。ひとり親家庭の就労活動の支援を行う体制の整備を図りながら、自立に向けた職業能力の開発などの就労支援事業の充実を図るということで、ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金事業・ひとり親家庭高等技能訓練促進事業・母子自立支援プログラム策定事業を実施しているところです。父子家庭も対象に加えているものも、このうちにあります。

今後も、各種相談、生活支援、経済的支援などのひとり親家庭に対する支援事業を実施し、ひとり親家庭の自立を支援していきます。

では次に、第3番、障害児の健全な発達の支援で現状と課題のところですか。

障害児が、乳幼児から社会人となるまで住み慣れた地域で必要な援助を受けながら自立や社会参加ができるように、一人ひとりの多様なニーズに応じた支援が求められています。

ニーズ調査によれば、「子どものことで心配に感じている、気になっていること」について、「病気や発育・発達に関すること」が第3位になっております。前回の調査でも同じような結果になっております。

発達に心配のある乳幼児の保護者や兄弟姉妹は、精神的・肉体的に大きな負担をかかえている場合が多く、早期支援が必要ということになっています。

子どもの発達は出生から3歳までの変化が著しいため、障害を早期に発見し、保護者も含めた支援体制を確立するということが、障害児の健全な発達を支援する上で重要であると認識しております。

また、練馬区では昭和54年に心身障害者福祉センター、通称、中村橋福祉ケアセンターと呼んでいます。こちらを開設し、障害のある乳幼児に対する相談・療育を実施してきましたが、近年、発達障害や発達リスクのある児童の相談件数が増加

しています。

また、平成19年4月より「特別支援教育」が学校教育法に位置づけられ、すべての学校において、障害のある児童生徒の支援をさらに充実していくことになりました。このようなことから、一人ひとりの教育的ニーズを把握し、適切な教育的支援を行っていくことが求められているという認識です。

また、中・軽度の障害児につきましては、保育所や学童クラブにおいて受入れに努めておりますが、その充実が必要であるとともに、重度の障害児につきましては、保育所や学童クラブは集団保育のため受入れが困難な状況にあり、特別支援学校に通学する児童生徒の放課後の居場所づくりなどが求められております。

施策の方向です。発達に心配のある乳幼児が抱える問題をできるだけ早期に発見し、早期の療育を行うために、保健・医療・保育・福祉・教育等の関係機関の連携に努めます。

さらに、現在、心身障害者福祉センターで実施している相談機能・療育機能の拡充を図るために、（仮称）こども発達支援センターを整備します。

また、学校教育では、特別支援教育とのかかわりの少ない教員も含め、教員全体の専門性の向上を図ります。保育所、学童クラブでは、障害児の受入れ拡大に努める施策の方向になっています。

施策の体系としましては、117ページにそれぞれ計画事業の記載があります。

平成22年度の実施状況の16ページをごらんください。

特別支援教育に関わる教員の専門性の向上についてです。こちらは、年間を通じて特別支援教育理解のための研修会を行うこと、あるいは、特別支援教育コーディネーターを養成する研修会を年間に複数回行うことということが計画事業として行われています。

平成22年度の取り組みにつきましては、都立石神井特別支援学校と共催の研修を行い、連携を強化するとともに、巡回談員を含めて情報交換するなど、特別支援教育に携わる様々な方とのかかわりを通して、教員および学校生活支援員の専門性の向上を図ることができました。

最後の方で、（仮称）こども発達支援センターの整備。こちらは平成26年度末の目標値が開設ということで、現在、基本計画策定のもとに実施設計を一部進めているという状況になっています。

その他障害児の実施状況につきましては、お目通しください。説明は以上です。

副座長

ありがとうございました。

最初の虐待防止のところと、ひとり親家庭は、計画事業がないようですけれども、政策の方を含めてご意見があったら、ここで伺いたいと思います。

委員

課長にお聞きしたいのですが、この4月から医師会で要保護児童の見守り事業というのがありましたけれども、その内容を説明していただきたいのと、実施状況というか、現状はどうなっていますか。

子育て支援課長

区では虐待防止に取り組んでいるわけですが、医師会から、虐待防止に向けて小児科医が果たす役割があるのかもしれないという問題提起というか、課題意識をお持ちいただきまして、何か連携して虐待防止につながることはないかと思って、実は協議をしてまいりました。

それで、小児科でお子さんを診るときに、ある程度、そういう要保護というか、少し注意した方がよい児童の情報が入れば、そういう観点でチェックして、場合によっては子ども家庭支援センターに、通報はしていただけるだろうということから、仕組みづくりをしようということで、この間、検討してきました。その結果、私ども持っている情報を、差支えない範囲で小児科医にご提供させていただき、小児科医はそのデータをもとに受診して、そういう疑いのあるお子さんについては区の方にご連絡をいただく、このような仕組みづくりをさせていただきました。

特に、個人情報の扱いは非常に難しい部分がありますので、この辺につきましては、児童福祉法により、要保護児童対策協議会の中では守秘義務が課されていますので、この枠組みを使って情報交換をするということで取り組みを進めさせていただいています。

実施状況ですが、今は詳細な数字がないのですが、私の見た限りでは、30名とかそういうレベルのお子さんについていただいているということは聞いて

ています。

まだ、情報をご提供して、返ってきているという状況ではありませんけれども、今後、この取り組みを通じて、児童虐待の早期発見、防止を進めていきたいというふうに考えております。

先生の方で、大変恐縮ですが補足いただければありがたいと思います。

委 員

私も参加して、毎回送られているリストの中に入っているのですがけれども、実は小児科の医者も結構見落としているというか、病院さんからのそういった通報というのは少ないのです。

やはり、そういう目で見ないと見落とししたということがあるので、医師会のまた何人かが区の方と協議したというところですので、実際に通報があったとか、そういうことはないです。

副座長

それは今年度からのスタートですか、この4月から。本当に素晴らしいですね。本当に小児科の先生のところですぐにキャッチができるって、すごく取り組みやすくなっていくのだろうなというふうに思います。

委 員

小学校、中学校のこの障害児の扱いですがけれども、光が丘の学区だと、ほかの学校へ障害児と認められてしまうと、小学生は八小に、中学生は三中だか何かに、四中だったかな、一括して渡されてしまうのね。だから、ほかの学校ではこういう取り組みはしないのですか。

副座長

特別支援学級のことですね。事務局でわかる範囲でお答えいただけますか。

委 員

特に専門ではありませんし、詳しくない部分がございますが、小学校の場合は就

学の学区が決まっておりますので、障害のあるお子さんであろうが、健常児のお子さんであろうが、基本的には就学時検診はその学区の学校で受けると思います。

それで、その就学時検診のときに、身体的なものだとか知的なところで、ちょっとこれは区の方の学務課の就学相談係の方で相談されるといいのではないですかというお子さんだとか、自ら保護者の判断で、学務課の方の担当課の方に行って相談をされたりとかということで、保護者が通常学級に入りたいという要望のあるご家庭のお子さんは、大体その通常学級の方に入ります。

自分の子が知的学級がいいと考える保護者は、小学校で13学校ある知的障害学級を調べて、自分のご自宅から距離的なもの、通学の時間等々も加味しつつ、個々の学校の知的障害学級なりを検討する中そこに希望を出せるはずです。そういう、当校にも当校の学区以外から来られている知的障害のお子さんがたくさんおります。

ですから、そういう対象のお子さんが必ず八小に行っているというような事実はないと思います。それは保護者の判断だというふうに私は認識しています。

今、発達障害というふうにおっしゃっていましたがけれども、発達障害というのは知的障害とまた違って、情緒障害学級の方に、情緒障害学級というのは練馬区の場合は固定学級がありませんから、通級学級という形で原籍校、例えば当校の学区で、当校の通級学級に在籍しているのだけれども、週1回、または2回、合計8時間ぐらい、違うところの情緒障害学級に通級するというお子さんは、各学校で大勢いらっしゃると思います。本校にも数名おります。そのような仕組みになっているのではないかなと思います。

副座長

保護者の方とのご相談のところが、もしかしたら保護者側の方が納得ができていないところが少し残っていたのが、そういうお話になっているのかもしれないです。

委員

今の委員のお話についてですが、特に中学生は、保護者の方が、相談してみただけでもとか、いろいろ学校によってカラーがあるので、親御さんたちは非常にその辺を気にされて、あの学校だったらいいな、自分の子に合うかなというような情報がいろいろ回るのですね。

そうしますと、なかなかそこに入れない。なぜかという、その理由がよくわからない。入れる子は入っているのだけれども、入れない子はいれない。どこで区切りがあるのか、その辺、非常にあいまいなところが、非常にお母さん方と話していても、不満がいっぱい出たりして、その辺は説明をどうやってしているのかなというところがあるのですけれども、その辺はいかがなのですか。中学校などでも、でも基本的には近い方ですという言い方はするのですけれども、では、何で遠くから来ている人も受けているのだろうか、その辺は順番なのか、テストして入れているのか、その辺が何とも基準がわからないということがあるのですけれども、その辺はどうなのでしょうね。

児童青少年部長

中学校については平成17年度から、基本的にはその学区域に行ってほしいけれども、希望する場合には選択制という形でほかの学校を選べます。基本的には、大体1学級分ぐらい、40人ぐらいを基本として、希望する学区域外の子どもを受け入れるというシステムをとっています。

ただ、今年度は例えば、大泉中とか石神井中とか、学区域外の子どもをほかから受け入れられないという学校も今出てきています。

私はこの5月まで教育委員会にいたのですけれども、この選択制にすることによって、地域の子どもたちが地域外の学校に行ってしまうと地域にいなくなってしまうということで、大変困っている地域があるということは聞いております。

ただ、障害児については、まだ中学校については、それほど特別支援学級の校数は多くないと思いますので、そういう意味では、特定の中学校に障害児が通学するという実態はあるのかなと思います。

小学校についても、23区の中でも練馬区は非常に特別支援学級の設置については積極的に行って、毎年何校ずつかやっていますので、だんだん整備されていくというのが現状かと思っています。

委員

保育園とか幼稚園でも障害児をお預かりしています。そして、小学校、中学校と、聞くところによりますと、小さい月例、年齢のお子さんほど、施策がよく行き届い

て見てもらえる。

でも、今度は中学校を出て、その上になると、本当に支援が薄くて、お母さんは非常に悩まれる、思春期にも入られるということで、いろんな問題が起こっていてとても大変だというお話を、つい最近聞きましたのですが、その辺は、どうなっておりますでしょうか。

副座長

教育のところはどうしましょう。事務局で少しお答えいただければと思います。

子育て支援課長

前は教育委員会の教育指導課職員がいたのですけれども、申しわけございません、今日はいないもので、今のご質問等については持ち帰ってお聞きして、またお返しをすると、こんなことでお願いしたいと思います。

委員

就学のところは本当にお母さんが悩まれるところで、いかに選択肢をきちっと具体的に提示ができて、途中でチェンジも可能というような、仕組みだけではなくて、相談体制が一緒についていかないと。

中学に上がるころは本人の意向も入ってきますし、それだと本人にもわかりやすい情報提供がされていくということがすごく大事なことかと思しますので、ぜひ、春から組織が一緒になると、そういうところが充実するといいなと思います。

委員

小さい子ほどサービスが行き届いているという話があったのですが、確かに障害という枠でくくられる、重度の方とか中程度の方はそうかもしれないのですが、近年問題になっています発達障害の疑いのある子どもたちが、小さい子で3歳児健診で、発見される子どもたちがたくさんいます。

私も、ついこの間まで下の子が幼稚園だったので、実際の生の声だったのですが、3歳児健診で言葉が出なかったということで、私立幼稚園の面接でみんな落とされるというのを聞きました。それを練馬区で受け入れてくれる私立幼稚園が

本当に数少なく、2園ぐらいというのを噂で聞きました。

公立の幼稚園は、残念ながら練馬区は1か所に固まって、とても少ないと私は思います。私立幼稚園はとても充実しているのですが、そこへ入れなくて、遠くからその2か所と聞く、その場所に、わざわざ雨の中、かっぱを着て大変な思いをして通っているお母さんたちがいました。

それで中村橋福祉ケアセンターに通いながら、とても適切な指導をしていただいて、3歳のときに言葉は出なくても、5歳になれば環境で、出るのです。なので、なかなか福祉サービスの充実は難しいと思うのですけれども、もう少し門戸を広げてもらえる環境が、幼稚園側にもあるといいと思います。お母さんたちはすごく頑張っていたらっしゃいました。

それから、この17ページのこども発達支援センターの整備というところで、すごく期待を持つのですけれども、私も、「実施計画」という意味がわからなくて、平成22年の取り組みの特記事項のところで、「センターの整備を平成24年に開設に向け、実施設計に着手したい」というのをわかりやすく説明してください。小さいときからの発達支援のサービスができるといいなと思っています。

副座長

前半はご意見ということで、今日は委員が欠席なので幼稚園のお話が聞けなくて残念ですけれども、後半のこども発達支援センター整備のことについては、どうでしょう。

障害者サービス調整担当課長

今、委員の方からご意見をいただきました（仮称）こども発達支援センターについてご説明させていただきます。

現在は、皆さんご存じのように、中村橋の、通称、福祉ケアセンターで子ども部民と成人部門について、障害を持っている方の相談事業、療育事業を行っております。

ですが、スペースやスタッフの点で、現在は手いっぱいのございます。今度は、平成24年度、光が丘の旧光が丘第五小学校を使いまして、3階建ての施設の1階部分と2階部分に（仮称）こども発達支援センターを開設することで今準備を

進めているところです。

「実施設計」とは、開設に当たりまして具体的なレイアウトを作成することでして、現在あと事業計画を作成する等の作業を今年度行っているところでございます。

そして、こちらが終わりましたら、工事に入り、来年度、平成24年度中に開設というところに向けて今準備を進めているということでございます。

(仮称) こども発達支援センターですが、大きく事業としましては、6本の柱を考えているところです。

このうち4本は今まで行っていた事業の充実という形で継続・発展するものです。そして残り2本は新規という形で取り組みをさせていただくものです。

では、まず充実・発展の4本の柱です。1本目が相談事業、2本目が療育事業です。そして、3本目としまして家族支援、4本目は地域支援です。また、新規に行うものとしてしましては、関係機関のネットワーク事業でございます。そして、先ほども少しお話が出ています保育所等訪問支援という形で、保育所や幼稚園、あるいは学校等へ訪問して支援する、こうした事業も新規で行うものでございます。

また戻りますが、最初の4本でございます。

この4本については既に行っているところですが、拡充というところでは、まず対象の拡大です。今までは、ご存じのように就学前のお子さんを中心とした相談と療育を、現在の中村橋では行っていたところですが、来年度、光が丘に移りましてからは、今度は18才未満の子どもたちと対象を広げて相談・療育を行うといった拡充を行います。

そして、家族支援、地域支援につきましても、今までよりスペース面等を拡充する中で、よりさまざまな形で取り組みを行うために準備を進めているところです。

委 員

人はどのぐらい増えるのですか。

障害者サービス調整担当課長

スタッフの数ということございましょうか。こちらにつきましては現在検討中として、できる限り少ないスタッフでも可能な運営についての検討を重ねているところですので、どのぐらい事業を展開できるかというところは具体的に組み立てて

いるところでございます。

委 員

もう一つ、診療機能はつくのですか。

障害者サービス調整担当課長

今申しましたように相談事業と、そして療育事業、こちらは切っても切れない、車の両輪と考えております。

そして、中村橋でも皆さんからご信頼をいただいておりますのは、ドクターの方の診察をいただいているところがございますので、基本的にはドクターによる診察も含めた、相談・診療という形で、光が丘でも行いたいと思っております。

委 員

今は、薬を出せないのですよね。

障害者サービス調整担当課長

そうですね。中村橋で行っておりますドクターによる診察ということで考えておるところでございます。

委 員

今のお話を伺って、すごく心強く、ありがたく思っております。

私どもも、中村橋福祉ケアセンターにいろいろとお世話になっておりまして、お母さま方にいろいろなご心配事がありますと、お勧めするのです。心身障害者福祉センターという名前がついているものですから、抵抗があるようなのですが、でも、そこもよくお話をして、障害のある方ばかりではなく、いろいろなご相談できるところですよというお勧めすると、そこに行ってください、本当にお母さんがすごく安心なさるとお子さんの成育にもいい状況が出るものですから、とても安心しているのです。

だから今のところでは、今までお願いしても1か月ぐらい順番を待たないと、時

間が取れないというようなことがありました。

先ほどお話のありました発達障害の疑いのあるお子さんの件ですが、保育園には本当にたくさんいらっしゃいます。どこの保育園にもたくさんいらっしゃいますけれども、障害児という診断がつかないと職員の加配もしていただけないのです。3歳、5歳にならないと、障害が本当の障害かどうかわからないというお話なものですから、どうしても診断がつかない。

だから、こういう面ももう少し考えていただいて、当該のお子様も見られるように、保育の人数を増やしていただけると、もっともっと私たちもいろいろなサービスが行き届くのではないかと考えております。

今、訪問支援というお話を伺いましたけれども、それは公立だけではなく、私立にも可能なのでしょうか。

障害者サービス調整担当課長

名称ということでは、今までも、実は条例上の名称の方は「心身障害者福祉センター」ということで障害という言葉があるのですが、通称では中村橋福祉ケアセンターということで、皆さんにとって通いやすいようにということで、通称この形でご紹介しているところでございます。

そして、光が丘につきましては、今のところ「こども発達支援センター」という名称で行きたいというところで、皆さんが通いやすい、足を運びやすい、そんな施設、名称、雰囲気をつくっていきたいと思っていますところです。

そして、今いただいたお話ですが、この訪問支援というところが、このたび障害者自立支援法の中でも新たに必要な事業として、来年、平成24年4月1日から、児童デイサービスというところで行っています、障害を持っているお子さんの支援の療育の施設といったところでもそういったことが重要であるということで、国の方で持ち出しがなされているところです。

そして、この中身につきましては、国の方でも、これから順次またいろいろな指示が出るところですし、また、私ども福祉部門だけではできないところです。幼稚園、あるいは、相手の小学校等、それぞれが今行っている関係機関、そして相談機関との連携を取りながらやっていきたいと思っていますので、このあたり、今はまだ細かなところは関係機関との相談中というところです。

委 員

巡回指導ということで補助金をつけていただいているのですけれども、1年に2遍ぐらいとかいうことでは、なかなか収まらないものですから、期待しております。よろしく願いいたします。

副座長

時間が押しています。話題を次に進めたいと思います。

委 員

ひとり親家庭の自立支援も大事ですが、事業計画なしとなっておりますけれども、後期の部分は、計画が何もないという意味ですか。

後期だからないのか、前期にはあって、後期計画としてはこれはないということでしょうか。

ひとり親家庭ということで、今、就労支援ということで施策の方向にも書いてあります。支援をいろいろいただいているのですが、一般世帯と違って所得がどうしても低くなるのです。

そうすると、実は昨日、関東ブロック大会という大会がありまして、そこでも話題になったのですけれども、負の連鎖ということで、どうしても所得が低いと、小学校でも大勢の方が塾に行っていらっしゃいますが、中学になると、高校受験に際して、どうしても塾へ行かせてあげたいのですけれども、塾代が捻出できないということになって、どうしても高校に入れてあげたいけれども入れないという状況にもなってしまうのです。

そうすると、どうしても負の連鎖ということで、またお子さんも所得が得られない。今は社会でも、高学歴であれば高所得というような方向にあるので、今は皆さんも塾に行って、なるべく大学進学までということになっていると思うのです。

それで、今、東京大学や埼玉の東京国際大学の大学生が、負の連鎖ということを研究していて、ボランティアで、そういった低所得のお子さんたちに学習を教えようということをして、行っていると聞いています。

それで、他区か何かも、小学校とか、その中で学校応援団とかもありますよね。学習習得していないようなお子さんに対して理解できるような、学習を習熟できる

ような方向に結びついていけば、母子家庭だけではなくて、普通にローンとか、例えば低所得の方もいらっしゃるし、そういった家庭のお子さんたちに対して支援があればと思っています。

副座長

では、前半の後期計画に計画事業がないのはなぜということと、それから、後半のご意見です。よろしいですか、事務局の方で。

子育て支援課長

今回の次世代育成支援行動計画の後期計画でひとり親家庭就労支援事業というのがございます。これは、前期におきましては、ひとり親ということではなくて、母子家庭という流れで、母子家庭就労支援事業ということが計画事業ということになっておりました。

前期計画は平成17年から21年ですけれども、平成21年度末までに、この母子家庭の充実支援教育訓練給付事業をやりましょうということで、実際このような実施をしてきたところです。

後期に入りまして、これを引き続きやっていこうと。母子家庭からひとり親ということで、父子家庭の方にも拡大をした結果ということで事業を取り組んでいるところです。

ここに書いてあるさまざまな施策については、計画事業にはなっておりませんが、今やっている施策を引き続き推進していくというところで取り組んでいるということです。

後半のご意見は受けとめさせていただきたいと思っています。これは、私どもの所管ではないので、はっきり申し上げられませんが、今、福祉事務所では生保世帯のお子様に対する学習支援の取り組みは進めていると聞いていますので、今のご意見なども含めて、今後検討していきたいと考えているところです。

副座長

たまたま私は同じ事業を三鷹市がやっているところに関係していて、そこで委託を受けているNPOが、練馬区でも先行してやっていらっしゃるの、そのルート

で情報を知っているのです。

練馬区の福祉事務所で生活保護を受けていらっしゃるご家庭の子ども・若者支援ということで、教育NPOが練馬区から受託を受けて、生保家庭の子ども・若者、なかなかうまく学校へ行けていなかったりとか、その後の進路がないままお家に閉じこもっていらっしゃるというケースに対しての支援活動を、福祉事務所の事業として、多分3年目ぐらいで取り組んでいらっしゃるのではないかなと聞いています。

国のモデル事業で、練馬区、三鷹市、もう1か所どこかが受けている。

委員

練馬区の中の地域とか。

副座長

福祉事務所なので、全区の対象で、生保を受けていらっしゃるお子さんがいらっしゃる全世帯には回っているのではないかと思います。

委員

生活保護だけではなくて、ひとり親で、低所得ながら生保を受けずに働いているお母さんたちもたくさんいらっしゃいますので、そういった辺にも目を向けていただけたらなということは感じています。よろしくお願いします。

副座長

おっしゃったように貧困が連鎖されて、世代を連鎖していくという、本当に機会を奪うというのは人間の安全保障を侵害しているということだと思ってしまうので、すごく大事なテーマだと思います。

委員

今のお話に続くのですが、子ども・若者支援というのは、うちの町会ですが、地域振興課から、ポスターをまとめて送ってくるのです。それには、生保だとかそういうのは一切書いてごさいません。ただ、子ども・若者ということがうたってありました。だから、いいことが始まったなと思って見ておりましたので、生保

というふうにするのではなくて、全体的に、恵まれない子どもたちという意味で、あのポスターをつくられたのかなと思っています。そういうのがありました。

副座長

ありがとうございます。

委員

小学校の校長会でいらっしゃった方がいるので。小学校などでは、そういった、例えば習得していないお子さんへのフォローの時間を、例えば放課後に割いてとかと、そういったことに取り組んでいらっしゃるところはありますか。

副座長

委員、わかる範囲でお願いしたいと思います。

委員

実際に、今年、小学校が23年度、本年度から学習指導要領が変わりまして、授業実数が年間35時間を増えているのですね。ということは、基本的には今までの時間割りからすると、ほとんど高学年は6時間、クラブ活動があったり、委員会活動があったりということで、6時間という大体3時間半近くまでが授業になってしまうのです。それでは担任が子どもと接する時間がなくなってしまうたり、正直いろんな会議がある中で、会議がとれなかったということが出てくるので、そうではないような形で、今、小学校は変えているところなのですね。

ですけれども、そういうふうな状況下でも、おこなっている、時間のかかっている授業に対しては何とかしなきゃいけないということで、ご家庭の許可を得て、放課後、会議がないときに残して個別の指導をしたり、中休みだとか昼休みに、例えば宿題ができなかった、忘れてしまった子に対して担任が別枠でかかわって指導をしたりということはやっております。

ただ、定期的に決まって、必ず学校で一定の時間を設けて習熟がおこなっている子に対してやる時間というのは、取れていないのが現状ではないかと思っています。

副座長

ありがとうございます。

まだご議論があるかなと思いますが、最後の章を残しておりまして、6章は検討体制なので、具体的な事業ということではないですが、計画の着実な推進を図りますということで、簡単に事務局からご説明をいただいて、最後ご意見をいただきたいと思います。

事務局

では、最後の基本目標になります。120ページです。

計画の着実な推進を図りますということで、計画を推進する仕組みづくりがこちらに記載されております。

この計画の目的であります「子育て、子育てをみんなが応援するまち ねりま」を実現していくためには、区民、事業主、区がそれぞれの立場で主体的に行動するとともに、協働して取り組んでいくことが必要です。

また、事業の実施状況を子どもと家庭の立場から評価し、成果を検証することによって、適切な改善を図っていかなければなりません。

という現状と課題ですが、こういったことを実施していかなければならない一方で、区は限られた税収や人員で、子育て支援や高齢者福祉への対応など、複雑・多岐にわたる行政需要に総合的、計画的に対応していく必要があります。

そのために、区では行政改革推進プランを策定しています。こちらには「区民福祉の向上のため、区民本位の効率的で質の高い行政」を目指して区政運営に努めるため、行政改革推進プランを策定しており、行動計画の推進に当たりましては、この練馬区行政改革推進プランの目指す方向を踏まえた着実な取組を進めるという必要があります。

施策の方向としましては、本日、皆様にお集まりいただきご意見をいただいております次世代育成支援推進協議会の設置を初めとしまして、今日も資料として使わせていただいております行動計画の実施状況の公表などを、ホームページで公表しています。

こちらも施策の体系は、ごらんのとおり特に計画事業としていませんが、行政評価制度の活用や、それから第三者評価の実施など、さまざまところで、この計画

を推進する仕組みづくりとして実施をしています。

副座長

この推進協議会は推進のところで設置が位置づけられているということになります。計画が絵に描いた餅にならないための大事なところなのですが、なかなか一番難しいところの、本当に形骸化しやすいところではあるのですね。

ご意見はございますでしょうか。

第三者評価というのは、幾つか事業を選んで実施されているのですか。

事務局

第三者評価につきましては、保育園や障害者福祉サービス事業所などにおいて第三者評価を実施しておりまして、毎年複数の施設に対して第三者評価の実施をしています。

副座長

そういうのは公開の対象になるのですか。

事務局

区でやっていますのは、冊子化して、受審に協力していただきました保護者の方とか、それから各園に設置をして公開しておりますが、ホームページに掲載しているかどうかは確認しておりません。

副座長

皆さんに、こういう計画が浸透するというのはすごく難しいので、情報発信の仕方というのはすごく工夫が必要かと思います。

ほかに何かご質問ありませんか。意見の出にくいところですね。

委員

こども発達支援センターのところで幼保が充実していると言われて、相談・療育・家族・地域支援と言われたのですが、私は、あいにく、この分野における地域

支援を知らなかったのです。

それで、町会としてはどこまで支援できるのか、あるいは、どこから手をつけたらいいのかということをお教えいただけたらと思います。

障害者サービス調整担当課長

先ほど私が申しました地域支援事業は、光が丘の(仮称)こども発達支援センターにおいて行います6本の柱ということで上げさせていただいたものです。

障害をお持ちの保護者の方向けだけではなく、地域のいろいろな支援していただく方、関心をお持ちの方、そしてまた近隣にそういったお子さんの家庭を抱えている方にも、障害に対する理解を深めていただくための講演会等の啓発事業を行います。こういったことを地域支援事業の一つの例として考えています。

副座長

例えば、さっき、安全のところのお話がありましたけれども、発達障害のお子さんだとか、知的にギャップのあるお子さんも、同じように1人で登下校しているときに何かあってSOSを出すというのはすごく難しいですね。SOSの出し方がすごく特徴的だったりするので、そうするとお店に駆け込んだけれども、うまく話ができないということになって、そういうことをお店側の人も障害の特性を知ってくれれば、きちっとSOSをキャッチしてくれたり、落ちついて話ができるように対応をしてくださったりということができると、障害を持っているお子さんにとっても、とても安全な安心なまちになっていくというようなところをイメージされているのですよね。

なので、例えば町会などでそういうのを、地域の皆さんの勉強会を企画していただくと、きっとサポートがあるのですね。

障害者サービス調整担当課長

ご相談、ご意見等ありましたら、どうぞお寄せください。

副座長

全体を今日は駆け足で走ってきました。まだ、発言されていない方のご意見をい

たきます。

委員

先ほどご説明いただいた資料1を見ましたら、ほかの行政機関と教育委員会の中で、一緒になっているということですね。

私は、地域の主体的な組織である町会へどういうようにアプローチしていくかということが必要だと思うのです。

ということは、町会の方々は、町会の過去の合意とか経過がありまして、余りそういうところへ出ることを嫌うというか、こういうことは意識していないと思うのです。ですから、地域では教育力ということになれば、町会は老若男女いろんな構成メンバーも社会的体験を積んでいるわけですから、必ずしも学問がなくても、経験でそこは。そういう面では、子育てとか、いろんな面で非常に適切なアドバイスができると思うのです。

ですから、これをどういう形でアプローチして、そういう意識をケアされるかということ、これから重要な視点ではないかと思います。

副座長

そうですね。本当にコミュニティーの中で、どうやって子どもたちを支えていけるかというのは大事な基盤になっていくかと思います。

皆さん、どこのセクターでも多分そうで、なかなか行政情報というのはキャッチしにくいというのがあるかなと思います。ほかにご意見はいかがですか。

委員

ほとんど出てこられなくて、今日が2回目ですけれども、私はアメリカで13年間暮らしていたのですが、帰ってきて、すごく遅れているなど、いろんな面で、虐待もそうですけれども。

例えば、今は日本でも虐待防止法で通報しなければいけないと思ったのです。アメリカは本当に通報しなければいけなくて、それを怠ると罰せられるということもあるのです。虐待は、たしか五、六年前で年間300万件ぐらいの通報があって、していたと思うのです。

でも、日本の場合は子どもは親が育てるといふ、子どもは親のものといふ感情が強いと思うので、アメリカに比べると、アメリカは子どもは社会で育てる考え方が強くて、社会人という言葉もアメリカにはないですね。それだけ、子どもは社会で育てるものといふ認識のもとで、そういう虐待を見つけていると思うのですけれども、日本に帰ってきて、赤ちゃんの泣いている声が散歩するたびに聞こえてくるお家があったりして、私たちはこれを通報していいのかどうかとか、すごく悩んだりするのですけれども。私の周りでも、通報しなければいけないといふ、そういうことを知らない方も多くいらっしゃるのです。

それと、火事があつて、よく子どもだけ死んでしまうといふことがニュースであると思うのですけれども、それは不幸な事件だつたといふふうには日本では片づけられてしまうと思うのですが、アメリカは立派なネグレクトといふことで、13歳未満の子どもは1人で留守番をしていけないのです。そういうことがあつたりするので。その辺も、みんなで考えていかなければいけないのではないかと考えています。

一般的な質問をしてしまうのですけれども、障害児教育の障害児の対象になる障害といふのを教えていただきたいのですが。

さっき発達障害の疑いとおっしゃつていたのは、学習障害、学習理解困難者等は入っていないことですよ。私が見たら、日本は入っていないといふ感じを受けたのですけれども、別ですか。

副座長

今、発達障害児の施策の中に組み込んで、今は3障害は知的・身体・精神のみだつたのですけれども、発達障害といふことで、障害施策の中の枠組みに、これからといふ感じではありますが、今から組み込まれていくといふ感じですよ。

委員

友達に障害持っている人もいらっしゃるのです、苦労しているのを見て、アメリカだったらすごく手厚いのです。

委員

光が丘のこども発達支援センターができたなら、そのときは中村橋福祉センターと

のすみ分けはどうなるのでしょうか。

障害者サービス調整担当課長

中村橋の方は、今は成人部門と子ども部門両方が担当していますが、今度は成人部門に特化します。

そして、子どもが出た後のスペースを利用して、新たに中度障害の方を対象とする事業を相談支援事業という形で行っていく準備を進めているところです。

委員

今日は事業計画の説明をいただきました。今度からは、多分こちらの意見の集約化ということだと思えるのですが、全体的に通して一つ希望があるのですが、やっぱり3月11日の震災というのは非常に、私たち社会に随分大きな変革をもたらしたと思うのです。

例えば子どもの世界で言うと、放射線の問題とか食品の安全、こういったものもホームページ等で公開されていますけれども、もっともっといろいろ検査をしていただきたいと思えますし、また日本全体を見ますと、福島県の子どもたちが転校して来たりする。練馬にも来るともあろうと思うのですが、そういう子どもたちに対してのケアとか、また学校側にも、そういう子どもたちに対して差別をしない、そういうような教育もまだできていないと思えます。

耐震についてもそうですし、また、私も実際に個人的に経験しましたが、当日の子どもと施設との関係です。連携の悪さというのを非常に経験して、課長にはそういうのもお話をさせていただきました。

そういうこともありますので、まだまだ今すぐ何かできるというのではないかもしれませんが、そろそろ考えていかなくてはいけない時期ではないかと思うので、こういったことも来年度以降に何か計画の一つでも二つでも挙げられるようなことがあればいいなと。今具体的に、私も、こうというのは考えていないのですが、子どもの安心と健康を考えるのであれば、これから長い時間していく必要があるのではないかと思います。

副座長

これからも福島第一の事故を背負いながらこの先をいかなければいけないということですね。

児童青少年部長

今回、被災地の方から練馬区に入った児童・生徒がいるのですけれども、教育委員会は直ちに各学校に、被災地から来た子どもに対して、学用品等も含めて、教科書、そういうことについてちゃんと適切に手配をして、なおかつ、差別というのですか、いろいろなことがないように十分注意して学校生活を送るようにと指示しています。

それから、そのほかにも、いろいろな行政で援助できることは援助しようということで、練馬区を挙げて、被災して来られた方について対応をしています。

練馬区としては、今回の震災体制で、練馬区はできることは最大限やったということはご理解いただきたいと思っています。

副座長

では、また震災対応とかのこととかは、次回、次々回でも少し議論ができるということかなと思います。

時間の配分がうまくなくて申しわけないです。

事業は、今回でそれぞれの各基本目標に沿っての議論は終了となりますが、先ほど言われるように、次回と次々回が全体の意見総括のまとめということになりますので、全体通してもう少し深めるべきところだとか、皆さんで言洩らしたことは、次々回、次回でお話ができればいかなというふうに思います。

若干時間が過ぎてしまいましたが、本日の会議はこれで終了させていただきます。どうも皆様、お疲れさまでございました。